

試験成績書への記載事項の追加に関する事項

改正規則

鋼船規則 K 編

改正事項

試験成績書への記載事項の追加に関する事項

改正理由

鋳鍛鋼品等において、鋼船規則 K 編 1.1.1-2.を適用し、本会が本会規則以外の規格値を用いて試験証明書を発行する場合がある。このような場合、当該規格に合格しているかを確認するため、提出される試験成績書には当該規格値の記載が必要となることから、機械試験結果と共に当該規格値を記載するよう関連規定を改めた。

改正内容

本会規則以外の規格値を用いて試験成績書を提出する場合、機械試験結果と共に当該規格値を記載する旨を明記した。